

2022年6月

法改正による変更と誤植による訂正箇所をお知らせいたします。誤植については、お詫び申し上げます。これに伴い、【社労士V2022年受験 横断・縦断超整理本】の記述を下記のように改めてください。

社労士V2022年受験 横断・縦断超整理本 第1章改訂正表		
	訂正前	訂正後
P11 [問6]解答	○（誤植）	×
P54 全文差し替え	<p>エ 令和3年度の改定率の改定</p> <p>令和3年度の改定の基礎となる物価変動率は0.0%（1.000）、名目手取り賃金変動率は▲0.1%（0.999）となった。また、調整率は▲0.1%（0.999）となった。</p> <p>調整期間における改定率の改定の基準は、本来は、新規裁定者については「名目手取り賃金変動率×調整率×前年度の特別調整率」、既裁定者については「物価変動率×調整率×前年度の基準年度以後特別調整率」であるが、一定の例外規定が設けられている。たとえば、名目手取り賃金変動率がマイナスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回るときは、新規裁定者・既裁定者ともに「名目手取り賃金変動率」を用いて改定することが規定されている。また、マイナスの改定となるときは、調整率及び（基準年度以後）特別調整率は乗じないこととされている。令和3年度においては、上記の例外により新規裁定者・既裁定者ともに「名目手取り賃金変動率」を用いて改定が行われることになった。なお、今回の改定で用いなかった調整率（▲0.1%）は、未調整分として翌年度以降に繰り越される。</p> <p>このように、改定の基準が</p>	<p>エ 令和4年度の改定率の改定</p> <p>令和4年度の改定の基礎となる物価変動率は▲0.2%（0.998）、名目手取り賃金変動率は▲0.4%（0.996）となった。また、調整率は▲0.2%（0.998）となった。</p> <p>調整期間における改定率の改定の基準は、本来は、新規裁定者については「名目手取り賃金変動率×調整率×前年度の特別調整率」、既裁定者については「物価変動率×調整率×前年度の基準年度以後特別調整率」であるが、一定の例外規定が設けられている。たとえば、名目手取り賃金変動率がマイナスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回るときは、新規裁定者・既裁定者ともに「名目手取り賃金変動率」を用いて改定することが規定されている。また、マイナスの改定となるときは、調整率及び（基準年度以後）特別調整率は乗じないこととされている。令和4年度においては、上記の例外により新規裁定者・既裁定者ともに「名目手取り賃金変動率」を用いて改定が行われることになった。なお、今回の改定で用いなかった調整率（▲0.2%）は、未調整分として翌年度以降に繰り越される（前年度分の未調整分と合わせると▲0.3%）。</p>

	「0.999」とされたことから、令和3年度の改定率は、新規裁定者・既裁定者ともに、「1.000」（＝令和2年度の改定率（1.001）×「0.999」）とされた。	このように、改定の基準が「0.996」とされたことから、令和4年度の改定率は、新規裁定者・既裁定者ともに、「0.996」（＝令和3年度の改定率（1.000）×「0.996」）とされた。
P84 ②厚年法の表中	令和3年4月時点	令和4年4月時点
	1,000分の <u>153.27</u>	1,000分の <u>156.81</u>
P92 延滞金の表下 ※2	令和3年中	令和4年中
	<u>1.5%</u> <u>8.8%</u> <u>2.5%</u>	<u>1.4%</u> <u>8.7%</u> <u>2.4%</u>
P96 [問2]	100分の <u>10</u> を乗じて得た額	100分の <u>55</u> （令和4年度から令和6年度までの各年度においては、100分の <u>10</u> ）を乗じて得た額
P107 厚年法 時効の起算日等		※5 を追加
		※5 保険給付の返還を受ける権利は、これを行行使することができるときから5年を経過したときは、時効によって、消滅する。
P120 [問2] 問題	<u>976,125</u> 円に端数処理を行った、 <u>976,100</u> 円となる。	<u>972,250</u> 円に端数処理を行った、 <u>972,300</u> 円となる。
P120 [問2] 解説	(<u>780,900</u> 円)を1.25倍した「 <u>976,125</u> 円」であり、これに端数処理は行わない。	(<u>777,800</u> 円)を1.25倍した「 <u>972,250</u> 円」であり、これに端数処理は行わない。
P122 厚年法 5,000円未満切捨て、5,000円以上は1万円に切上げ	支給停止調整額（46条）、 <u>支給停止調整開始額</u> 、 <u>支給停止調整変更額</u> （60歳台前半の在職老齢年金）（法附則11条）	支給停止調整額（46条）

・P84 ③ 国年法の図表を差し替えてください。

種類	額（令和4年）	額（令和5年）
月額保険料	16,590円（17,000円×0.976）	16,520円（17,000円×0.972）
付加保険料	400円	

・P86 ⑤ 徴収法の雇用保険率を差し替えてください。

雇用保険率 ※1	令和4年4月～令和4年9月 （令和4年度前期）	一般	9.5/1,000
		農林水産・清酒製造	11.5/1,000
		建設	12.5/1,000
	令和4年10月～令和5年3月 （令和4年度後期）	一般	13.5/1,000
農林水産・清酒製造		15.5/1,000	
建設		16.5/1,000	

※1 負担割合を差し替えてください。

<令和4年4月～令和4年9月>

	二事業 (事業主負担)	事業主 失業等給付・育児休業給付の保険料率	被保険者 失業等給付・育児休業給付の保険料率
一般の事業	3.5/1,000	3/1,000	3/1,000
特掲事業のうち農林水産業・清酒の製造の事業	3.5/1,000	4/1,000	4/1,000
建設の事業	4.5/1,000	4/1,000	4/1,000

<令和4年10月～令和5年3月>

令和4年度4月～9月	二事業 (事業主負担)	事業主 失業等給付・育児休業給付の保険料率	被保険者 失業等給付・育児休業給付の保険料率
一般の事業	3.5/1,000	5/1,000	5/1,000
特掲事業のうち農林水産業・清酒の製造の事業	3.5/1,000	6/1,000	6/1,000
建設の事業	4.5/1,000	6/1,000	6/1,000

・P98 雇用法の国庫負担の表と※1を差し替えてください。

		費用の種類	国庫負担
雇用法 (66条・67条)	失業等給付に要する費用	就職支援法事業（職業訓練受講給付金を除く）に要する費用及び雇用保険事業の事務の執行に要する経費	毎年度、予算の範囲内
		雇用保険二事業（就職支援法事業を除く）	国庫負担なし
		職業訓練受講給付金	2分の1 注①
		① 求職者給付（②及び③を除く）	40分の1（雇用情勢及び雇用保険の財政状況が悪化している場合は4分の1）※1
		② 日雇労働求職者給付金	30分の1（雇用情勢及び雇用保険の財政状況が悪化している場合は3分の1）
		③ 高年齢求職者給付金	国庫負担なし
		④ 就職促進給付	国庫負担なし
		⑤ 教育訓練給付	国庫負担なし
		⑥ 雇用継続給付（介護休業給付金に限る）	8分の1 注②
		⑦ 高年齢雇用継続給付	国庫負担なし

	育児休業給付	育児休業給付金	8分の1 注②
--	--------	---------	---------

※1 広域延長給付を受ける者の求職者給付については、**30分の1**（雇用情勢及び雇用保険の財政状況が悪化している場合は**3分の1**）

注① 当分の間は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による国庫の負担額の**100分の55**に相当する額を負担する。

注② 当分の間は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による国庫の負担額の100分の55に相当する額（令和4年度から令和6年度までの各年度においては上記①の規定にかかわらず、**100分の10**に相当する額）を負担する。

社労士V2022年受験 横断・縦断超整理本 第2章 改訂正表		
	訂正前	訂正後
P165 [間]	令和3年度 <u>779,300</u> 円の100分の150 (令和3年度の額は780,900 円で誤植がありました)	令和4年度 <u>777,800</u> 円の100分の150
P226 最下行追加		なお、配偶者が在職老齢年金の適用により、当該老齢厚生年金が全額支給停止されても、加給年金額は支給停止される。
P246 ① 在職老齢年金の表下	(令和3年度)	(令和4年度)
P256 支給額	(常時介護) <u>73,090</u> 円 (随時介護) <u>36,500</u> 円	(常時介護) <u>75,290</u> 円 (随時介護) <u>37,600</u> 円
P275 下から2行目	令和4年3月31日まで	令和7年3月31日まで
P276 下から10行目	令和4年3月31日まで	令和7年3月31日まで
P286 最下行	令和4年3月31日まで	令和7年3月31日まで
P292 3行目	令和4年3月31日以前	令和7年3月31日以前
P314 下から11行目	退職時改定について	在職時改定及び退職時改定について

(以上)